

京都市水共生プラン

～私たちの手でみずみずしい都市とくらしの再生を！～

行動指針

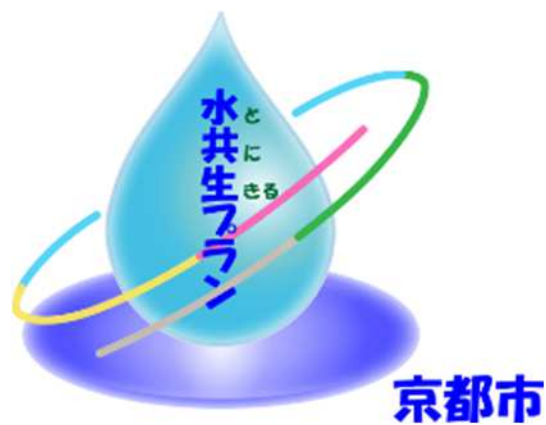
[令和7年度版]



京 都 市

目次

はじめに	1
<令和7年度版行動指針>	
基本方針1 流域全体を見据えた治水対策	5
基本方針2 良好な水環境の実現	13
基本方針3 健全な水循環系の回復	19
基本方針4 ゆたかな水文化の創造	25
基本方針5 雨水の利用	27



水共生プラン シンボルマーク

はじめに

1 京都市水共生プランの策定

平成 16 年 3 月に策定した「京都市水共生プラン」は、京都市基本構想に基づく水に関するマスタープランに位置付けられており、行政や市民、NPO、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら取組を進めています。また、「私たちの手でみずみずしい都市とくらしの再生を！」を基本理念として、5 つの基本方針を定めています。

基本方針 1 流域全体を見据えた治水対策

頻発する浸水被害を低減させるために、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地の適正な管理・保全等、行政の関係部門や市民等が協力して流域からの雨水の流出を抑制します。総合的な治水対策を推進することにより、京都市域全体の治水安全度を向上させていきます。また、ハード対策だけでなく、土地利用の規制・誘導、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などのソフト対策に努め、浸水がおこっても被害を最小限に抑える水防災システムの構築を目指します。

基本方針 2 良好な水環境の実現

わたしたちの暮らしの中で、水との関わりが希薄となりつつある現状に歯止めをかけるために、できるだけ身近なところに良好な水環境の創出を目指します。また、その実現には下水道も万能ではないことを十分に認識し、行政が市民や NPO、事業者等と協働して、河川などの水質の維持・向上、雨天時の水質改善の推進、環境ホルモンをはじめ有害化学物質による新たな水質問題の対策に取り組みます。

基本方針 3 健全な水循環系の回復

京都の水循環系の実態を理解したうえで、都市化によって変化した水循環系を雨水浸透対策などできるだけ自然本来の姿に近づける取組を推進し、普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ひいてはヒートアイランド現象の緩和に効果を及ぼします。

基本方針 4 ゆたかな水文化の創造

伝統的な京都の水文化を継承するとともに、身近にある水を楽しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できるまちづくりを推進します。また、水を仲立ちとした世代間あるいは新旧住民間のコミュニケーションにより、水と人と生き物の未来について世代を超えて理解しあえる社会を目指します。

基本方針 5 雨水の利用

地域の防災レベルの向上、身近に水と触れ合える場の創出、さらに、水に関するエネルギー消費の抑制につながることから、貴重な自己水源である雨水の利用を推進します。

2 行動指針の策定

本プランを推進するため、行政や市民、NPO、事業者等様々な立場の人たちが、具体的に取組むべき課題や事柄について、どのように活動したり行動したりするのかを示す行動指針を策定します。

行動指針では、各基本方針を代表する取組について中長期的な目標を示すとともに、今年度の取組事項を示します。

なお、本指針の策定は、本プランの推進方策に掲げる「行動計画の策定」に代わるものです。

3 取組の推進

水に関する問題は、行政だけでは解決することはできません。市民一人一人の水に対する思いが大切です。今後、市民やNPO、事業者等様々な立場の人たちと一緒に取組を進めていきます。

令和7年度版行動指針の各事業の取組については、5ページ以降のとおりです。

4 位置付け

京都市では京都市基本構想(グランドビジョン)の実現に向けて、「はばたけ未来へ！ 京(みやこ)プラン2025(京都市基本計画)(第3期)」のもと、分野別計画を策定し、各施策を推進します。

また、水に関する取組についても、各部局が相互の調整を行いつつ策定した分野別計画において示され、各分野別計画に基づいて施策を推進しています。

「京都市水共生プラン」は、これらの分野別計画において、水に関する目指すべき将来像を明らかにし、この実現に向けた基本的方向や方策を関係者で共有することを目的としています。

よって、本プランは分野別計画の一つでありながら、本プランの理念が「京都市基本構想」の理念と合致しているため、水に関するマスタープランとしています。(図1参照)

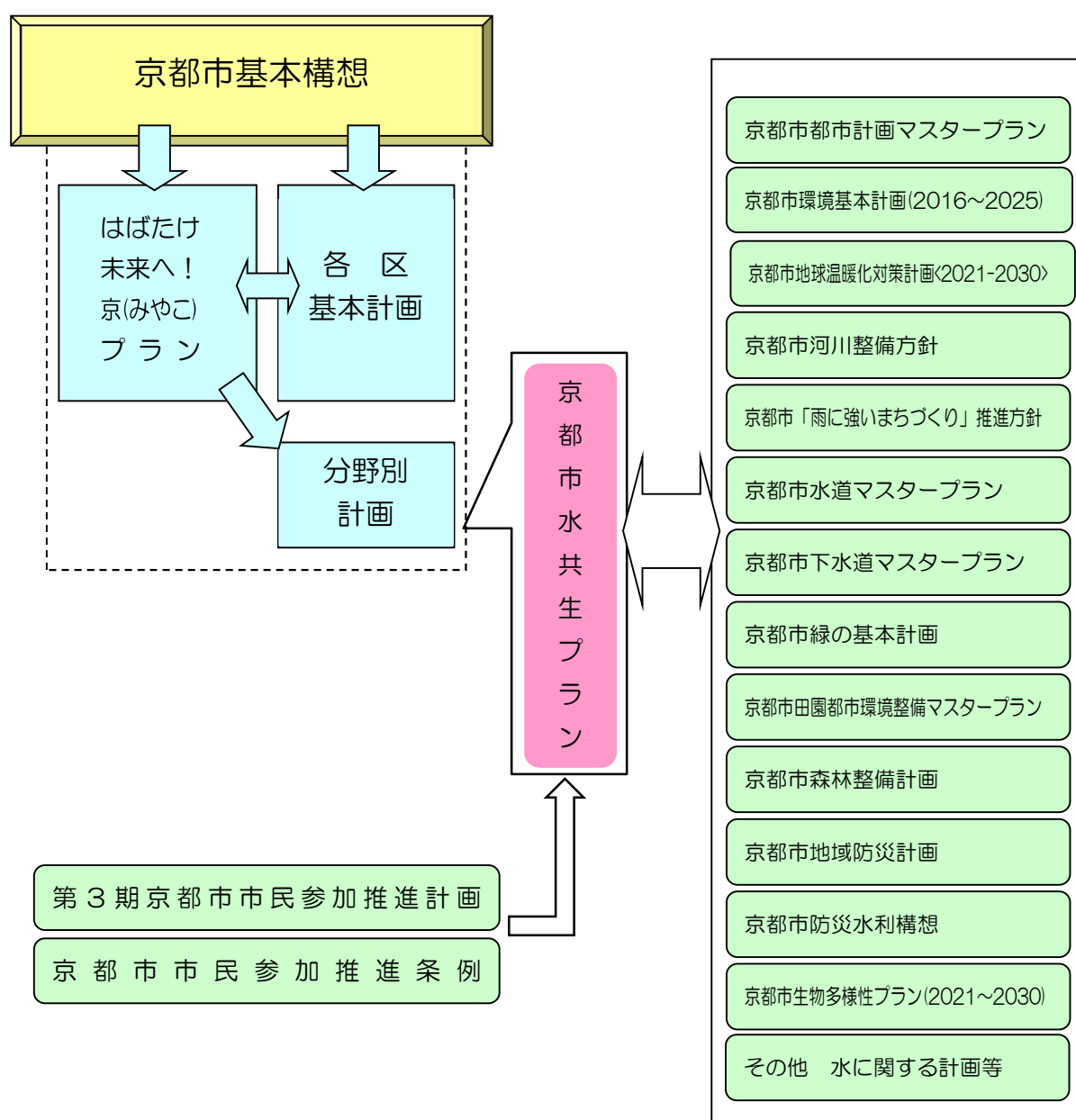


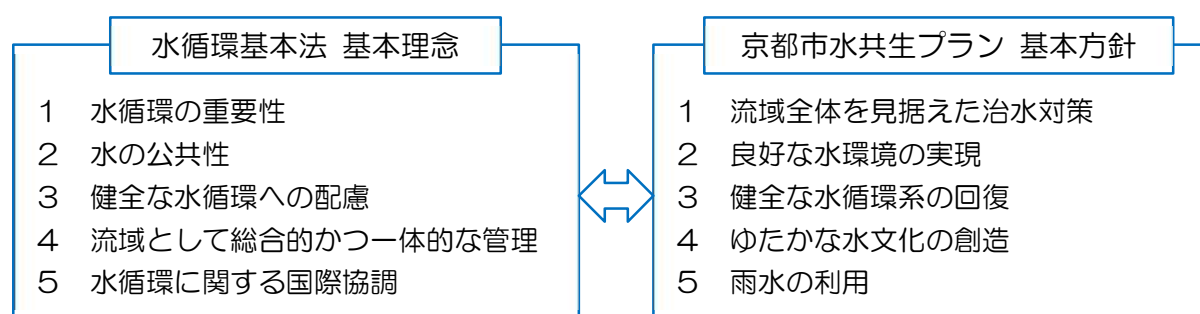
図1 水共生プランと関連計画の体系

～ 水循環基本法と京都市水共生プランについて ～

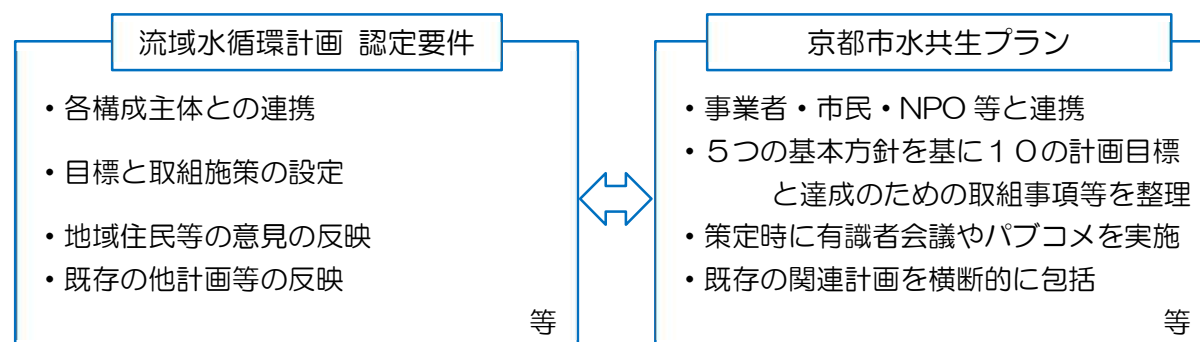
近年、都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等といった様々な問題が顕著になってきています。

このような状況を踏まえ、平成26年7月に水循環基本法が施行されました。

また、同法に基づき、内閣官房に設置された水循環政策本部では、全国各自治体が過去又は新規に作成した水循環に関する施策を、「流域水循環計画」として認定し、公表しています。



水循環基本法と目指すべき目標が一致！



流域水循環計画の認定要件に合致！



平成29年4月 京都市水共生プランが
「流域水循環計画」として認定

京都市では、国に10年以上も先行して水循環に
関する計画を策定し、取組を進めてきました！

水循環に関するくわしい国の動向については、水循環政策本部 HP をチェック！

→ URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

水循環政策本部



基本方針 1 流域全体を見据えた治水対策

浸水被害を低減させるために、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地の適正な管理・保全等、行政の関係部門や市民等が協力して流域からの雨水の流出を抑制することや、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などのソフト対策も組み合わせることにより、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策（流域治水）を推進します。



<目標>

■ 都市基盤河川改修事業（目標年次：令和11年度）

流域内において概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する

$\left\{ \begin{array}{l} \text{浸水想定面積} \\ \text{浸水想定家屋数} \end{array} \right\}$
 を令和6年度に比べて
 $\left\{ \begin{array}{l} 50.3\% \\ 52.4\% \end{array} \right\}$
 減少させる。

■ 下水道事業（目標年次：令和9年度）

10年確率降雨に対する雨水整備率 40%

令和6年度実績 34.8%

令和7年度予定 35.0%

＜検討、取組事項一覧＞

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和7年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 総合的な治水対策による治水安全度の向上	- 河川等の改修による浸水対策事業 - 河川等の適切な維持管理 - 雨水幹線等の整備による浸水対策事業 - 水路等の改築・浚渫等による浸水対策事業 - 総合農地防災対策事業 (洛西水管理システム管理助成) - 農業基盤整備事業及び農業用里道・水路等管理対策事業 - 農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業(農業用水路の引継ぎ) - 雨水流出抑制施設の設置指導及び助成 - 森林整備事業 (森林総合整備事業、森の力活性・利用対策) - 農業用ため池の防災・減災対策の推進 (「京都市建築物等における木材利用基本方針」に基づく)市内産木材の利用推進 - 雨庭整備事業 - 透水性舗装による歩道整備の推進 - 排水機場・ポンプ場等の適切な維持管理 - 排水機場・ポンプ場等の施設更新 - 総合農地防災対策事業(大下津排水機場及び松林排水機場運転費助成)	○	○	◎
② 洪水被害を最小にする水防災対策の推進	- 避難行動要支援者への避難情報の提供 - 適切な避難行動につながる情報発信 - 地下街及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策支援 - 各種ハザードマップ(水害、土砂災害、農業用ため池)による防災情報の啓発 - 水防体制の充実 - 区役所や土木みどり事務所等の関係機関による浸水被害に関する情報共有及び対策案の検討 - 避難情報等の周知、災害時に備えたタイムラインの活用、総合防災訓練等の実施	◎	◎	◎

各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 総合的な治水対策による治水安全度の向上

取組事項	内容	令和 7 年度取組予定	部局名
河川等の改修による浸水対策事業	市内を流れる都市基盤河川のうち 7 河川において、河川整備計画に基づき、河川改修を進める。	工事等を実施 西羽束師川支川、善峰川、東高瀬川 等	建設局 土木管理部 河川整備課
	河川改修後の様子    七瀬川遊水地 西羽束師川支川 西野山川		
	平成 25 年度に策定した「普通河川整備プログラム」(対象は 8 河川)に基づき、護岸の嵩上げなど局所的な対策や、抜本的な河川改修等を実施し、治水安全度の向上を図る。	奥殿川：用地調査等	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所
河川等の適切な維持管理	都市基盤河川、普通河川等において、浚渫、除草等の適切な維持管理を実施し、河川の流水機能を確保する。	浚渫・補修等維持管理の実施	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所
	浚渫及び除草の様子（瀬戸川）   対策前 対策後		
雨水幹線等の整備による浸水対策事業	雨水幹線とは、道路の下に埋設されている大きな下水道管であり、雨水を「ながす」だけではなく、ながしきれない雨水を「ためる」ことができるものもある。 この「ながす」又は「ためる」機能を備えた雨水幹線等の整備を進め、浸水対策を行う。	工事等を実施 (鳥羽第 3 導水きょ 烏丸丸太町幹線等)	上下水道局 下水道部 計画課 設計課
水路等の改築・浚渫等による浸水対策事業	水路や下水道管路等について、改築や補修、浚渫等の適切な維持管理を実施することにより、排水機能の向上や浸水被害の最小化を図る。	水路及び下水道管路等の改築・浚渫等の実施	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課

取組事項	内容	令和 7 年度取組予定	部局名
総合農地防災対策事業（洛西水管理システム管理助成）	右京区及び西京区、南区、伏見区等の市街地内農地を灌漑する、基幹的農業用施設である洛西幹線用水路は、流域の都市化に伴い、都市の雨水排水路としての機能も大きく担うようになっている。 施設管理者である洛西土地改良区は、治水機能の強化のため、洛西水管理システムを導入し、降雨時のゲート開閉操作を的確、迅速に行うことで、市街地での浸水被害を未然に防止している。このため、このシステムの維持管理費用の一部を京都市が負担する。	適切な運転管理	産業観光局 農林振興室
農業基盤整備事業及び農業用里道・水路等管理対策事業	農業振興地域や生産緑地区域における各種整備事業に対して補助金を交付することで、農地を適正に維持し、農地の雨水貯留機能の維持を図るほか、産業観光局が所管する里道や水路の整備事業に対して補助金を交付し、市内の水路機能の維持管理を図る。	水路改修、水路の浚渫・草刈・ゴミ除去、ため池整備、揚水機整備、農道整備等を実施	産業観光局 農林振興室
農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業（農業用水路の引継ぎ）	治水の支障となりうる取水施設の適正管理を産業観光局と農業者で担い、農業用水路を適正な治水管理ができる水路として一定の整備を行い、建設局、上下水道局が引き継ぐことで、安定した営農環境と市民生活の安心安全を確保する。	治水機能回復工事を実施	産業観光局 農林振興室 建設局 土木管理部 道路河川管理課 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課
雨水流出抑制施設の設置指導及び助成	雨水流出量の増加を緩和し、浸水被害の軽減を図るため、行政や民間企業者が設置する施設等に対して、『京都市雨水流出抑制対策実施要綱』に基づき、雨水流出抑制施設の設置指導を実施する。 雨水流出抑制施設には、地中に「しみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」ことができる雨水貯留施設（雨水貯留タンク）とがあり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。	適切な指導の実施 助成金交付を継続的に実施	都市計画局 都市景観部 開発指導課 建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課
	雨水貯留施設、雨水浸透ますの設置に係る助成金制度  市販されている雨水貯留施設（一例）  パンフレット		

取組事項	内容	令和 7 年度取組予定	部局名
森林整備事業 (森林総合整備事業、森の力 活性・利用対 策)	森林経営計画等に基づき造林・保育等や風雪被害対策を 実施するとともに、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対 策として間伐による健全な森林の育成を図ることで、森林 資源の造成及び森林の有する公益的機能の増進を図る。	健全な森林の育成に 向けた造林・保育等や 風雪害対策及び間伐 の着実な実施	産業観光局 農林振興室
農業用ため池 の防災・減災 対策の推進	防災重点ため池の年 1 回の巡回点検や施設機能維持対策 などの施設機能の適切な維持管理を実施する。 ため池特措法に基づき実施する防災重点ため池の防災工 事等に対して支援を行う。	市内にある防災重点 ため池 25 か所のう ち、22 か所の巡回点 検 防災工事等の実施 (1 か所)	産業観光局 農林振興室
(「京都市建築 物等における 木材利用基本 方針」に基づ く) 市内産木材 の利用促進	建築物等における木材の利用を促進し、市内産木材の需 要を拡大することで、適切に森林を整備し、森林が有する多 面的な機能を維持する。	・公共建築物等におけ る、みやこ杉木(市内 産木材)の率先利用 ・民間建築物におけ る、みやこ杉木(市内 産木材)の利用支援 ・官民連携によるウッ ド・チェンジの推進	全庁 (主担当:産業 観光局)
雨庭整備事業	「京都市緑の基本計画」及び「市街地緑化の在り方」に基 づき、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく 一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った 植栽空間である雨庭の整備を進める。	2 か所整備: 西大路三条交差点、 阪急桂駅西口	建設局 みどり政策推進室

街路樹や緑地の整備 (雨庭)

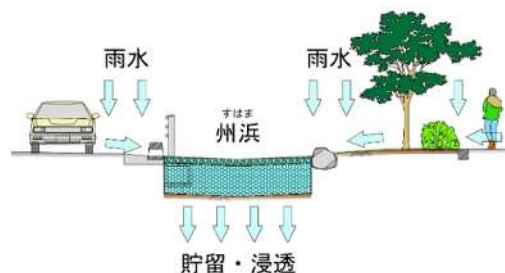


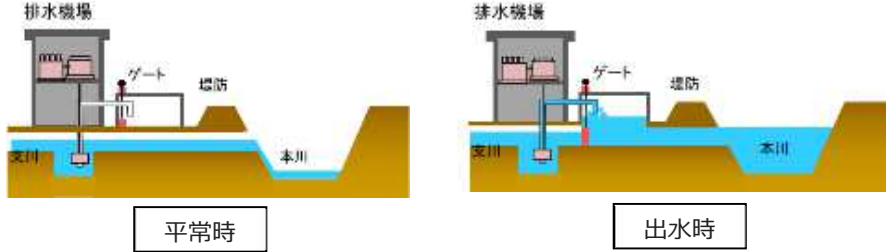
十条烏丸交差点 (令和 6 年度)



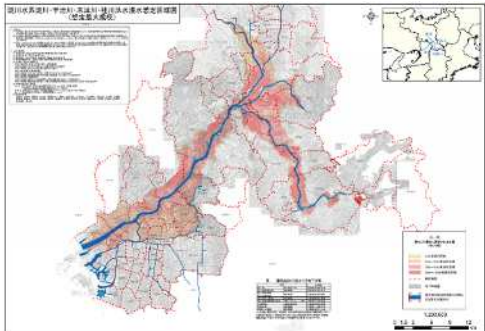
京阪淀駅西口 (令和 6 年度)

雨庭のイメージ



取組事項	内容	令和 7 年度取組予定	部局名
透水性舗装による歩道整備の推進	『排水性・透水性舗装の手引き（令和 7 年 3 月）』に基づき、都市型水害の予防のほか、歩行者のスリップ防止、ヒートアイランド対策に重要な役割を果たすものとして、歩道上に、水循環に優れた透水性舗装を実施している。	引き続き、透水性舗装を整備	建設局 土木管理部 各土木みどり事務所 道路建設部 道路建設課 道路環境整備課 都市整備部 南部区画整理事務所 （建設企画部 監理検査課）
	 歩道の透水性舗装（バリアフリー事業）		
排水機場・ポンプ場等の適切な維持管理	排水機場及びポンプ場等の機能を確実に確保するため、継続的に適切な維持管理を行う。	適切な維持管理及び運転管理	建設局 土木管理部 河川整備課 上下水道局 下水道部 管理課
	排水機場イメージ図  本川の水位が支川の水位より高くなると、本川から逆流する恐れがあるため、ゲートを閉め、支川が溢れないようにポンプで本川へ排出。		
排水機場・ポンプ場等の施設更新	排水機場及びポンプ場等の機能を確実に確保するため、施設の更新を行う。	排水機場の施設更新及びポンプ場の施設更新	建設局 土木管理部 河川整備課 上下水道局 下水道部 計画課 設計課
総合農地防災対策事業（大下津排水機場及び松林排水機場運転費助成）	大下津排水機場及び松林排水機場は、流域の都市化により、農地の湛水防除だけでなく、市街地の浸水被害を未然に防止する上で重要なものとなっている。 そこで、協定に基づき、運転管理費用の一部を負担し、排水機場の適切な運転管理を図り、地域の浸水被害を防止する。	適切な運転管理	産業観光局 農林振興室

② 洪水被害を最小にする水防災対策の推進

取組事項	内容	令和 7 年度取組予定	部局名
避難行動要支援者への避難情報の提供	避難行動要支援者に対し、多メディアー斉送信システムや避難情報案内システムを活用した避難情報の提供を行う。	避難情報の発信	行財政局 防災危機管理室 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
適切な避難行動につながる情報発信	市民の適切な避難行動に向け、避難情報をはじめとした防災情報の発信を行う。	避難情報をはじめとした各種防災情報の発信	行財政局 防災危機管理室 各区役所・支所 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
地下街及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策支援	水防法に基づき避難確保計画等が必要な地下街等及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策の支援を行う。	訓練支援の実施	行財政局 防災危機管理室 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
各種ハザードマップ（水害、土砂災害、農業用ため池）による防災情報の啓発	各種ハザードマップを、各区役所支所等で配架するとともに京都市防災ポータルサイトにおいて情報発信し、市民の適切な避難行動に向けた啓発を行う。	各種ハザードマップの配架 京都市防災ポータルサイトでの公開	行財政局 防災危機管理室 産業観光局 農林振興室 上下水道局 各区役所・支所
	 京都市水害ハザードマップ  宇治川・木津川・桂川洪水浸水想定区域図 (国土交通省)		

基本方針1 流域全体を見据えた治水対策

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
水防体制の充実	水害時に最前線で活動する水防団の装備を充実し、水防倉庫などの設備についても改善を行う。	・水防活動の要となる水防倉庫の環境改善 ・水防団装備品の充実	建設局 土木管理部 土木管理課
	水害の発生に備えて、水防資器材を点検・整備するとともに、消防署において水災警防訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。 また、ドローンの活用など、最新機器を有効活用した災害対応力の強化を図る。 さらに、消防団員教育を行い、水防資器材の使用法の習熟及び水災時の活動に関する知識・技術を習得した消防団員を養成する。	継続実施	消防局 警防部 警防課
	地域を水害から守るため、水防団・消防団・地元住民が参加する水防訓練を実施し、水防技術の向上や水防意識の高揚を図る。	水防訓練・工法研修を実施	建設局 土木管理部 土木管理課 消防局 伏見消防署 警防部 警防課
水防訓練状況   			
区役所や土木みどり事務所等の関係機関による、浸水被害に関する情報共有及び対策案の検討	浸水被害のあったか所について、区役所や土木みどり事務所など関係機関が連携し、引き続き、浸水発生要因の調査や被害最小化に向けた実務的な対策や検討を行う。	京都市「雨に強いまちづくり」地区別検討会による浸水被害の情報共有及び検討	行財政局 産業観光局 建設局 各区役所・支所 消防局 上下水道局
避難情報等の周知、災害時に備えたタイムラインの活用、総合防災訓練等の実施	避難情報の早期発令、「多様な避難行動」の啓発等、避難情報等を周知する。 各種防災訓練において、令和2年度に作成した多機関連携型タイムラインの活用を行うとともに、防災の出前講座等で、災害に備えて自分自身がとるべき行動をあらかじめ計画できるマイ・タイムラインの作成支援を行う。 浸水害を含む大規模災害に対応するための防災訓練等を実施する。	・避難情報等の周知 ・各種訓練におけるタイムラインの活用 ・マイ・タイムラインの作成支援 ・総合防災訓練の実施	行財政局 産業観光局 建設局 各区役所・支所 消防局 上下水道局
  防災の出前講座 (マイ・タイムラインの周知・作成支援)			

基本方針2 良好な水環境の実現

わたしたちの暮らしの中で、水とのかかわりが希薄となりつつある現状に歯止めをかけるために、出来るだけ身近なところに良好な水環境の創出を目指します。



<目標>

■ 水質汚濁に係る京都市環境保全基準（BOD）達成率

（目標年次：可及的速やかに達成するよう努める）

100% （H16当初 97.1%）

令和6年度実績 100% （平成27年度目標達成）

■ 合流式下水道の改善（目標年次：令和5年度）

合流式下水道改善率（※1） 100%

※1：合流式下水道改善済面積 ha/合流式区域面積 ha

令和6年度実績 100% （令和5年度目標達成）

＜検討、取組事項一覧＞

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和7年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 市内河川、下 流水域の水質 保全	・下水道整備困難箇所等の早期解消 ・市街化調整区域での下水道整備等の促進 ・下水道へのすみやかな接続の誘導 ・高度処理の実施 ・発生源対策 ・水質等調査、監視、研究	○	○	◎
② 雨天時の水質 改善	・合流式下水道の改善	○	○	◎
③ 親しみやすい 水辺環境の創 出	・親しみやすい水辺環境の保全・創出 ・中京区高瀬川つながるプロジェクト ・生物の生息・生育環境に配慮した川づくり ・美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づく 河川災害の復旧 ・市民にわかりやすい新たな指標による水環境 の評価	◎	◎	◎

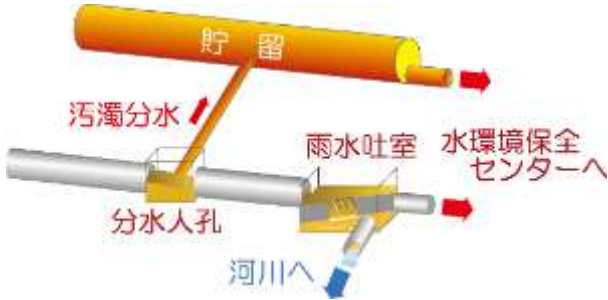
→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 市内河川、下流水域の水質保全

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
下水道整備 困難箇所等の 早期解消	下水道整備困難箇所において、地権者・関係機関との協議を積極的に行うとともに、施工法の工夫により、早期解消を目指す。	今後も積極的な働きかけにより解消を図っていく。	上下水道局 下水道部 管理課
市街化調整区域 での下水道整備 等の促進	主に市内北部地域において、浄化槽の設置を促進する。	浄化槽について、引き続き関係部局との連携等により設置啓発を図る。	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課
下水道への すみやかな接続 の誘導	京都市水洗化普及促進要綱に基づき、未水洗家屋についてその理由を確認するとともに、下水道処理区域内における未水洗家屋の下水道への接続を促進する。 ※水洗化率（接続率）＝水洗便所設置済人口/下水道処理区域内人口	今後も対象家屋全件に対し、戸別訪問による水洗化勧奨を実施し、未水洗家屋の解消を図る。	上下水道局 下水道部 管理課
高度処理の実施	市内河川の水環境や景観の保全はもとより、下流域に位置する都市の水道水源を保全し、閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化防止に努めることを目的として、下水の高度処理を実施していく。また、水質管理マニュアルに基づく適切な運転管理により、良好な処理水質を確保する。	下水の高度処理を実施し、良好な処理水質の維持・向上に努める。	上下水道局 下水道部
発生源対策 （下水道法 関係）	下水排除基準違反の恐れのある事業場については、排水処理施設の設置、改善又は運転管理の指導を徹底していく。また、有害物質等が下水道へ流入する事故を、未然に防ぐための指導に努める。	立入監視指導による水質検査の適合率の向上	上下水道局 下水道部 施設課
発生源対策 （水質汚濁 防止法等関係）	水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、公共用水域等の汚濁を防止するため、工場・事業場に対して排水基準の遵守、汚水発生施設等の維持管理の徹底等について監視、指導を行う。	立入監視指導による水質検査の適合率の向上	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課
ダイオキシン類 河川水質及び 底質調査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年、市内9河川13地点において調査する。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内河川を調査する。	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課
化学物質環境 実態調査	化学物質審査規制法（化審法）及び化学物質排出把握管理促進法（化管法）、POPs条約等に関する有害化学物質について、環境汚染実態を把握すること等を目的とし、環境省からの委託により、調査を行う。	環境省からの委託により、初期調査や詳細調査、モニタリング調査を行う。	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課
河川水質の 常時監視	水質汚濁防止法に基づき、毎年、河川水質の常時監視を実施する。環境基準が定められている健康項目及び生活環境項目等について、市内22河川42地点にて調査を行う。	水質汚濁防止法に基づき、市内河川の常時監視を継続する。	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課
河川の調査状況  			

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
微量化学物質や病原性微生物等の調査研究	微量化学物質や病原性微生物等に関する情報収集や実態調査等を、継続して実施する。	・未規制物質（ノニルフェノールエトキシレート等）の実態調査 ・水質汚濁に係る環境基準項目や要監視項目物質等の実態調査 ・下水処理におけるクリプトスポリジウムやウイルス等の実態調査	上下水道局 技術監理室 水質管理センター 水質第2課

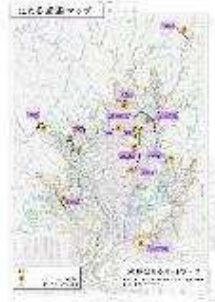
② 雨天時の水質改善

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
合流式下水道の改善	雨天時に合流式下水道から流出する汚水の混じった雨水やゴミ等を削減するために、整備した幹線等を適切に運用していく。	合流式下水道改善対策施設の継続運用	上下水道局 下水道部
貯留幹線の整備 【合流式下水道改善対策例】   スクリーン設置例  水面制御装置設置例  施工中の貯留幹線			

③ 親しみやすい水辺環境の創出

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
親しみやすい水辺環境の保全・創出	市民と水との関わりを取り戻すため、親しみやすく、良好な水辺環境の保全・創出に努める。 平成22年度から、高瀬川再生プロジェクトに着手し、高瀬川フォーラムでの対話を通じて、地域住民の意見を取り入れた整備を進めている。	高瀬川：改修工事 (伍条通～七条通)	建設局 土木管理部 河川整備課
	 		
中京区 高瀬川つながるプロジェクト	歴史的・文化的に価値の高い高瀬川を中心とした安心安全なまちづくりに、地元住民との協働で取り組む。	地域が主体となった高瀬川を核とした安心安全なまちづくりを支援 一斉清掃（年2回）	中京区役所 地域力推進室
	 		
生物の生息・生育環境に配慮した川づくり	人間と自然が共存できる川を保全・復元するために、その河川固有の生態系に配慮し、周辺環境に対して負荷の少ない河川事業を実施する。 善峰川においては、植生を促す護岸を採用し、多自然川づくりを実施する。	善峰川：護岸工	建設局 土木管理部 河川整備課
	 従来の河川改修の例  改修後の善峰川の様子		

基本方針2 良好な水環境の実現

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づく河川災害の復旧	美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づき、災害復旧に際しては、京都市の地域特性を踏まえ、自然環境に配慮した復旧を実施する。	災害が発生した場合には、速やかな復旧に努める。	建設局 土木管理部 土木管理課 各土木みどり事務所
	  被災状況 完成後		
市民にわかりやすい新たな指標による水環境の評価	水辺環境の保全・再生に向けて取り組むなかで、ほたるの育成するような環境を作りだせるよう、市民や環境団体と連携を図る。平成19年度から、京都市におけるほたるの発生状況等について、京都ほたるネットワークと情報交換を行っている。	京都ほたるネットワークとの連携によるほたるの発生状況等の情報交換等	建設局 土木管理部 河川整備課 庁内関連部局
	  ほたる飛遊状況調査報告		

基本方針3 健全な水循環系の回復

京都の水循環系の実態を理解したうえで、都市化によって変化した水循環系を雨水浸透対策などのできるだけ自然本来の姿に近づける取組を推進し、普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ひいてはヒートアイランド現象の緩和に効果を及ぼします。



<目標>

■ 森林の保全

令和6年度実績	300ha
令和7年度予定	間伐の継続かつ着実な実施 690ha

■ 市街地の緑の創出 緑被率（目標年次：令和7年度） 37 % （H21当初 35 %）

平成27年度実績	36 %
令和7年度予定	引き続き市街地緑化を推進

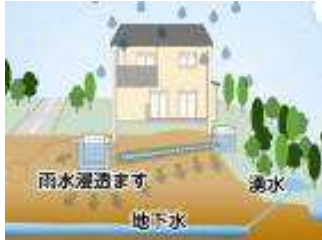
＜検討、取組事項一覧＞

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和7年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 河川の平常流量の回復	・森林の保全 ・市街地における雨水浸透の推進 ・雨水流出抑制施設の設置助成（基本方針1再掲）	◎	◎	◎
② 地下水の保全	・地下水質の常時監視	○	○	◎
③ ヒートアイランド現象の緩和	・都市公園整備の推進 ・雨庭整備事業（基本方針1再掲） ・公共施設等における屋上緑化等の推進 ・京都みつばちガーデン推進プロジェクト ・中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進 ・民有地における市街地緑化の推進 ・透水性舗装の整備等 ・農地及びため池、水辺等の保全、創出 ・打ち水の実施と処理水の提供 ・ミスト装置の設置	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 河川の平常流量の回復

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
森林の保全	森林総合整備事業等を活用して、京都市森林整備計画に基づく長期伐・複層林施策等の森林整備を進める。	間伐の継続かつ着実な実施(690ha)	産業観光局 農林振興室
市街地における雨水浸透の推進	流域における雨水浸透施設の設置を進めていくことにより、治水対策とともに、健全な水循環の保全を図っていく。 京都市開発技術基準により、開発行為における雨水流出抑制施設（雨水浸透施設等）の設置を誘導する。	設置対象開発行為について設置を誘導	都市計画局 都市景観部 開発指導課
	 雨水浸透人孔 (有栖川ポンプ場)  水循環の再生		
雨水流出抑制施設の設置助成 (基本方針1再掲)	雨水流出抑制施設には、地中に「しみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」ことができる雨水貯留施設（雨水貯留タンク）とがあり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。	助成金の交付を継続的に実施	上下水道局 下水道部 管理課

② 地下水の保全

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
地下水質の常時監視	水質汚濁防止法に基づき、毎年、地下水質の常時監視を実施する。地下水の環境基準項目等27項目について、市街地域の井戸で調査を行う。	水質汚濁防止法に基づき、常時監視を継続する。	環境政策局 環境企画部 環境保全創造課

③ ヒートアイランド現象の緩和

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
都市公園整備の推進	「京都市緑の基本計画」に基づき、緑豊かなまちづくりを目指し、都市公園の整備を推進する。令和6年度は、久世橋公園（南区）の再整備工事を進めた。令和7年度は、桃山東第二地区4号公園（伏見区）の新規整備と、馬場公園（左京区）及び梅園公園（西京区）の再整備を行う。  久世橋公園	1か所新規整備： 桃山東第二地区4号公園（伏見区） 2か所再整備： 馬場公園（左京区）、 梅園公園（西京区）	建設局 みどり政策推進室
雨庭整備事業 （基本方針1再掲）	「京都市緑の基本計画」及び「市街地緑化の在り方」に基づき、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭の整備を進める。	2か所整備： 西大路三条交差点、 阪急桂駅西口	建設局 みどり政策推進室
公共施設等における 屋上緑化等の推進	公共建築物の整備において、屋上緑化等を推進する。	引き続き、屋上緑化等を推進	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課
	校舎等の外壁にネットを張って緑化する「緑のカーテン」の育成をはじめとする、植栽活動を実施している。	環境教育の教材として引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
	 屋上緑化事例  緑のカーテン事例		
京都みつばちガーデン推進プロジェクト	中京区役所屋上庭園での日本固有種である「ニホンミツバチ」の飼育を通して、自然の豊かさを教えてくれるミツバチとの「共生」という考え方から緑被率の低い都市部での緑化や環境に優しいまちづくりを推進する。	・中京区ボランティアアフェスにて屋上庭園見学の実施 ・屋上での園芸講座の開催 ・子ども向け食育講座「みつばち冒険隊」の開催 ・採蜜見学会の実施 ・「ニホンミツバチ」に関連した市民講座の開催	中京区役所 地域力推進室
	 食育セミナー「みつばち冒険隊」		

基本方針3 健全な水循環系の回復

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進	「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」(平成11年4月施行)において、植栽等による緑化に努めるよう定め、官民を問わず条例の適用を受ける建築物については、緑豊かな住環境の保全形成に努めるよう指導・啓発を行っている。	制度運用	都市計画局 建築指導部 建築指導課
	中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進 		
民有地における市街地緑化の推進	京都市地球温暖化対策条例(平成24年4月施行)に基づき、1,000平方メートル以上の敷地に建築物を新築又は改築をする場合、建築物及びその敷地への緑化を義務付け、市街地の緑化を推進している。	京都市地球温暖化対策条例による制度運用	都市計画局 建築指導部 建築審査課
透水性舗装の整備等	公共建築物の整備において、透水性舗装・浸透ますの設置を推進する。	三条市営住宅ほか6施設に設置。引き続き、透水性舗装・浸透ますの整備を推進	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課
	『排水性・透水性舗装の手引き(令和7年3月)』に基づき、都市型水害の予防のほか、歩行者のスリップ防止、ヒートアイランド対策に重要な役割を果たすものとして、歩道について、水循環に優れた透水性舗装を実施している。(基本方針1再掲)	引き続き、透水性舗装を整備	建設局 土木管理部 各土木みどり事務所 道路建設部 道路建設課 道路環境整備課 都市整備部 南部区画整理事務所 (建設企画部 監理検査課)
農地及びため池、水辺等の保全、創出	京都市農林行政基本方針に基づき、農地の維持・保全と土地改良施設の整備を推進する。 多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の多面的機能を発揮するための活動、農業生産基盤を維持するための活動、土地改良施設の長寿化のための活動を進める。 農家の担い手不足等により、草刈りや泥上げができなくなった農業用水路等は、地域の環境に悪影響を及ぼしている。そこで、集落全体の共同活動として、水路の草刈り、泥上げを行うことで農村の良好な水辺環境を保全していく。	引き続き、保全活動等の取組を進める。	産業観光局 農林振興室
	 共同活動(高野川水生生物調査活動)		

基本方針3 健全な水循環系の回復

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
農地及びため池、水辺等の保全、創出	自ら環境問題に気づき、環境保全に向けて行動できる子どもたちの育成を目指し、学校敷地内に設置している学校ビオトープを活用した環境教育に取り組んでいる。	環境教育の教材として、引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
打ち水の実施と処理水の提供	「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組として、ヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化防止の意識を高めていただく契機とするため、下水の高度処理水（オゾン処理水）等や雨水貯留タンクにたまった雨水を使い、「打ち水」を実施する。 また、市内で実施されるイベントや行事等における打ち水にも高度処理水を無償で提供する。 全国規模で展開される「打ち水大作戦」の活動趣旨にも賛同するものである。	8月1日に上下水道局総合庁舎前のほか、太秦庁舎及びポンプ施設事務所前で実施。	上下水道局 下水道部 管理課
	 打ち水実施の様子	8月1日から8月31日まで、上下水道局総合庁舎前で、門掃き時に打ち水を実施。 太秦庁舎及びポンプ施設事務所前で打ち水を実施。（週に1回程度）	上下水道局 下水道部 管理課
ミスト装置の設置	ヒートアイランド現象の緩和など地球温暖化防止に効果のあるミスト装置を、京都駅前バスのりばや四条通バス停に設置し、快適なバス待ち環境を創出するとともに、水道水の新たな利用方法として市民の皆様にもミスト装置を広く紹介する。	京都駅前バス停及び、四条河原町及び四条高倉（各東行・西行）バス停において、6月中旬からミストを稼働。	交通局 自動車部 管理課 技術課 上下水道局 総務部 総務課
	簡易型ミスト装置を南区総合庁舎の入口前に設置し、来庁者のクールオアシスとして利用していただくとともに、夏のヒートアイランド対策としても活用する。	夏の節電期間に合わせて実施予定	南区役所 地域力推進室 総務・防災担当
	公共施設の整備において、夏の暑さ対策に効果のあるドライ型ミスト装置を設置し、施設利用者の快適性の向上を図る。	ミスト装置の設置を引き続き推進	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課

基本方針4 ゆたかな水文化の創造

伝統的な京都の水文化を継承するとともに、身近にある水を楽しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できるまちづくりを推進します。

<目標>

■ 住民参加による川づくり

フォーラム等を通じた地域住民との意見交換
市民団体による美化清掃活動に対する清掃用具の給付又は貸出等の支援
引き続き活動を推進

<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和7年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
伝統的な水文化、 身近な水文化の 育成と継承	・災害時協力井戸の推進 ・住民参加による川づくり ・中京区高瀬川つながるプロジェクト (基本方針2再掲) ・河川における魚類等の保全活動の実施 ・水に関する土木・文化遺産の保全・活用 ・水に関する文化の継承と保全・活用	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページを参照ください。

伝統的な水文化、身近な水文化の育成と継承

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
災害時協力井戸の推進	災害時に必要となる消火用水及び生活用水等を確保するための水利の一つとして、災害時協力井戸制度を運用する。	引き続き、災害時協力井戸の普及に努める。	行財政局 防災危機管理室
住民参加による川づくり	平成22年度から高瀬川再生プロジェクトに着手し、高瀬川フォーラムでの対話などを通じて、地域住民の意見を取り入れた整備を進めている。	引き続き、過去の高瀬川フォーラムでの地域住民の意見を改修工事に取り入れ、整備を進める。	建設局 土木管理部 河川整備課
	市民、事業者及び行政の協働により、河川敷や周辺道路等において美化清掃活動を実施する。市民団体による自主的な美化清掃活動に対して、ごみ袋、軍手、火ばさみ等の清掃用具の給付又は貸出等の支援を行う。	美化清掃活動の活性化及びまちの美化意識の高揚を図る。	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
中京区 高瀬川つながるプロジェクト (基本方針2再掲)	歴史的・文化的に価値の高い高瀬川を中心とした安心安全なまちづくりに、地元住民との協働で取り組む。	地域が主体となった高瀬川を核とした安心安全なまちづくりを支援。 一斉清掃(年2回)	中京区役所 地域力推進室
河川における魚類等の保全活動の実施	鴨川・桂川流域において、天然アユなどの生き物が生育しやすい環境づくりを目的として、「京の川の恵みを活かす会」が行政(京都府、京都市)と連携しながらサポーターの協力・支援のもとに共同活動を実施する。 また、上桂川(右京区京北地域)において、河川に生息する魚類・水生生物の調査や保全活動を子供たちと一緒に行うことで、水産資源の持続的利用と恩恵を伝えることを目的として、「上桂川をつなぐ会」が行政(京都府、京都市)と連携しながら共同活動を実施する。	・天然遡上アユ等の道づくり (仮設魚道の設置、魚類遡上調査) ・河川の生き物調査 ・環境啓発及び情報発信(フォーラムの開催他) ・その他河川環境保全に資する活動	産業観光局 農林振興室
	  仮設魚道設置作業 河川の生き物調査		
水に関する土木・文化遺産の保全・活用	疏水路の適正な管理により史跡(国宝及び重要文化財等)としての保全を図る。	・水路閘管理計画に基づいた取組の実施 ・水路閘全体の目視点検を継続実施	上下水道局 水道部 施設課
水に関する文化の継承と保全・活用	「一年に一度、願いごとをする」という七夕にちなんで、「願い」をテーマに「京の七夕」事業を開催する。 民間事業者・市民団体等の連携・協力の下、京都各地で「京の七夕」を実施する。	「一年に一度、願いごとをする」という、七夕にちなんだ「願いごと」募集などを行うとともに、京都各地での七夕の催しについて広報等の支援を行う。	産業観光局 観光 MICE 推進室

基本方針5 雨水の利用

地域の防災レベルの向上、身近に水と触れ合える場の創出、さらに、水に関するエネルギー消費の抑制につながることから、貴重な自己水源である雨水の利用を推進します。



<目標>

■ 公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進

令和6年度実績

京都市立芸術大学ほか10施設に雨水貯留施設(雨水タンク等)を設置

令和7年度予定

引き続き活動を推進

<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和7年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
雨水利用による水資源の有効活用	- 公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進 - 建築物の特例許可制度の運用による雨水利用の促進 - 雨水流出抑制施設の設置助成（基本方針1、3再掲）	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページを参照ください。

雨水利用による水資源の有効活用

取組事項	内容	令和7年度取組予定	部局名
公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進	公共建築物の整備にあたり、雨水タンク等の設置を推進する。  上下水道局総合庁舎に設置している雨水貯留施設	春日丘中学校ほか7施設に設置。事務所等の新築・改築時など順次可能な箇所から設置を進める。	上下水道局 建設局 土木管理部 河川整備課 都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課
	庁舎屋上に雨水タンクを設置(環境に優しい雨水貯留タンクを設置(H27))。 	取組事項の継続	深草支所 地域力推進室 総務・防災担当
	市立学校に設置した雨水タンクを環境教育教材として活用し、水問題解決に向けて継続的な取組を進める。	環境教育の教材として引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
建築物の特例許可制度の運用による雨水利用の促進	中水道施設や消防用水利施設を設置する建築物について、一定の範囲・条件のもと、容積率を緩和する特例許可制度(建築基準法第52条第14項)の運用により、雨水利用の促進を図る。 また、容積率等について総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められるものにあつては、雨水貯留施設等を有する建築物について容積率を一定割増しすることができる特例許可制度(建築基準法第59条の2第1項)の運用により、雨水利用の促進を図る。	制度運用	都市計画局 建築指導部 建築指導課
雨水流出抑制施設の設置助成(基本方針1、3再掲)	雨水流出抑制施設には、地中に「しみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」ことができる雨水貯留施設(雨水貯留タンク)とがあり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。	助成金の交付を継続的に実施	上下水道局 下水道部 管理課